備南水道企業団の建設コンサルタント業務等委託契約指名競争入札参加 資格に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の11第2項の規定に基づき、備南水道企業団が発注する漏水調査並びに測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務(以下「建設コンサルタント業務等」という。)の委託契約に係る指名競争入札(以下「入札」という。)に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。),その審査その他必要な事項について定めるものとする。

(入札に参加できない者)

- 第2条 次に掲げる者は、入札に参加することができない。
  - (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者(復権した者を除く。)
  - (2) 漏水調査にあっては第4条において準用する倉敷市水道事業の漏水調査業務等委託契約指名競争入札参加資格に関する要綱(以下「倉敷市水道事業要綱」という。)第6条,建設コンサルタント業務等にあっては第4条において準用する倉敷市測量,建設コンサルタント業務等委託契約指名競争入札参加資格に関する要綱第5条の入札参加資格の審査を受けていない者
  - (3) 倉敷市暴力団排除条例(平成23年倉敷市条例第45号)に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者

(入札参加の停止)

- 第3条 備南水道企業団企業長(以下「企業長」という。)は、令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者を3年以内であって企業長が定める期間、入札に参加させないこと(以下「入札参加の停止」という。)ができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- 2 企業長は、前項の規定により入札参加の停止をした場合において、当該入札参加の停止の 原因である事実又は行為の適当な是正措置がとられ、入札の遂行、契約の履行及び業務の施 行上支障がないと認められるときは、当該入札参加の停止の期間を短縮することができる。 (準用)
- 第4条 入札参加資格審査の申請,申請手続,入札参加資格審査,入札参加資格の決定につい

ては、倉敷市水道事業要綱第4条から第8条までの規定に基づく審査等を準用するものとする。この場合において、「管理者」とあるのは「企業長」と読み替えるものとする。

(入札参加資格の取消し)

- 第5条 企業長は、入札参加資格を有する者が次の各号のいずれかに該当することとなったと きは、その資格を取り消すことができる。
  - (1) 第2条第1号に規定する者に該当するに至ったとき。
  - (2) 第4条において準用する倉敷市水道事業要綱第4条第2項第1号に規定する要件に欠けたとき。
  - (3) 不正の手段により申請書中の重要な事項について虚偽の記載をし、入札参加資格を得たとき。
  - (4) 入札参加資格を得た後、能力が著しく低下したことが認められたとき。

(入札参加資格等の審査会)

第6条 入札参加資格の審査及び入札参加の停止その他企業長が必要と認めた事項の審議は、 備南水道企業団建設工事及び物品調達業者入札指名委員会が行うものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年11月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年6月22日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年2月19日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の備南水道企業団の建設コンサルタント業務等委託契約指名競争入札参加資格に 関する要綱の規定は、平成25年度の入札参加資格審査申請分から適用する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。